

#### 第4問

帰宅途中の被告人 X は、平成 17 年 11 月 17 日午後 7 時 30 分ころ、歩道を歩いていた際、前方のゴミ集積所で、自転車に跨ったままゴミを捨てている A の姿を見かけた。X は、不審と感じ、A の様子を凝視した上、ゴミ捨てについて声をかけたところ、A が、X について付近住民でない者がゴミを捨てると受け止めたことから、両名は言い争いとなった。

こうした中、X は、A の左頬を右拳で 1 回殴打し、直後に走って立ち去ったため、A は、腹を立て、やられたらやり返すとの気持ちから、「待て」などと声を出して、X を追いかけて始めた。

そして、A は、約 26.5m 先の交差道路を左折して約 60m の地点で、X に追いつき、右腕を地面と水平に挙げて広報から前を出して X の首付近を強く殴打したため、X は前方に倒れ、弾みで A の自転車も倒れた。

X は、まもなく起き上がり、自転車を起こそうとしていた A に向かって行き、つかみ合う格好になる中で、護身用に携帯していた特殊警棒を取り出し、A の顔面や防御しようとした左手を数回殴打する暴行を加え、それにより、A に加療 3 週間を要する顔面挫創、左手小指中節骨骨折の傷害を負わせた。

X の罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第二小法廷 平成 20 年 5 月 20 日